



# 六管区水路通報第42号

令和6年10月25日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

第414項	瀬戸内海	高松港北方	流速計設置
第415項	瀬戸内海	西条港	灯浮標消灯、仮灯設置
第416項	瀬戸内海	呉港付近、三ツ子島	クレーン存在等
第417項	瀬戸内海	大島瀬戸、小松港及び付近	流速計設置
第418項	瀬戸内海	大島瀬戸、柳井港及び付近	流速計等設置
第419項	瀬戸内海	伊予灘	海洋調査

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji\\_6kan.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html)



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

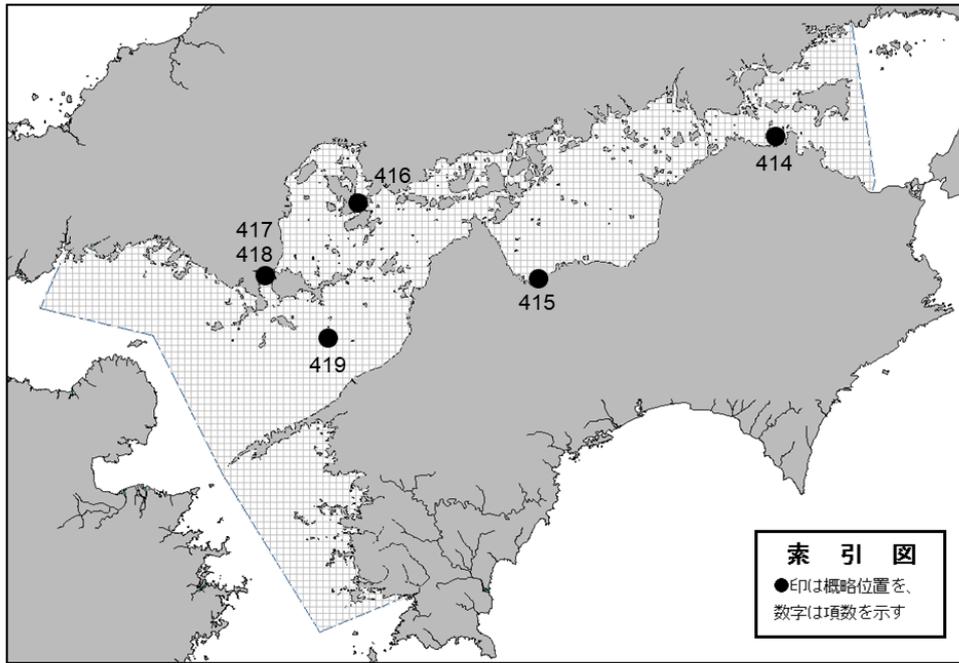
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



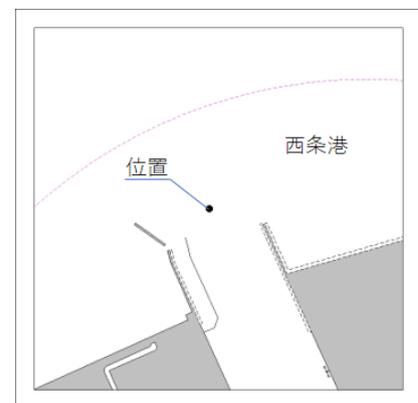
★6年414項 瀬戸内海 — 高松港北方 流速計設置

期 間 令和6年10月29日～31日(予備日11月1日)  
 位 置 34-23-19N 134-04-22E  
 備 考 (1) 高松中航路灯浮標に流速計付浮標を接続する  
 (2) 流速計付浮標は黄色灯(4秒1閃光)で表示  
 海 図 W1125-W137A-JP137A-  
 W153-JP153  
 出 所 第六管区海上保安本部



★6年415項 瀬戸内海 — 西条港 灯浮標消灯、仮灯設置

名 称 西条港第1号灯浮標  
 位 置 33-56.5N 133-10.1E  
 備 考 仮灯(単閃緑光、毎3秒に1閃光)を設置  
 海 図 W1236-W1128-W153-JP153  
 参照書誌 411 4547番  
 出 所 今治海上保安部



★6年416項 瀬戸内海 — 呉港付近、三ツ子島 クレーン存在等

1. クレーン存在  
位置1 34-11-59.2N 132-30-45.7E
  2. クレーン不存在  
位置2 34-11-37.8N 132-30-37.0E
- 海 図 W125-W1109-JP1109  
出 所 第六管区海上保安本部



★6年417項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、小松港及び付近 流速計設置

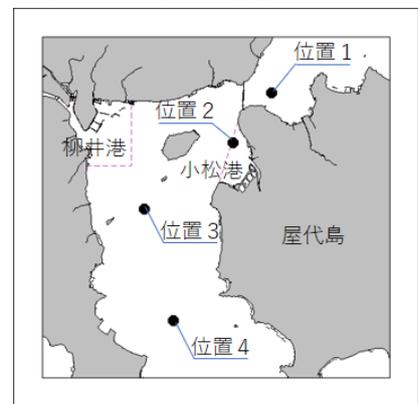
期 間 令和6年11月6日～12月8日(予備日を含む)、令和7年1月9日～2月10日(予備日を含む)

- 位置1 33-57-33N 132-11-47E  
位置2 33-56-35N 132-10-54E  
位置3 33-55-19N 132-08-51E  
位置4 33-53-10N 132-09-31E

- 備 考 (1) 位置1は大島航路第4号灯浮標に、  
位置2は小松港沖ノ藻北方灯浮標に、  
位置3は大島航路第2号灯浮標に、  
位置4は大島航路第1号灯浮標に流速計付浮標を  
設置する  
(2) 流速計付浮標は黄色灯(4秒1閃光)で表示  
(3) 設置及び撤去時に警戒船を配置

海 図 W152-W163-W140-W1102-  
JP1102-JP1108-W1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年418項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、柳井港及び付近 流速計等設置

六管区水路通報6年35号351項削除

1. 水温計設置

期 間 令和7年9月1日(予備日2日～8日)まで  
位置1 33-57-25N 132-09-48E

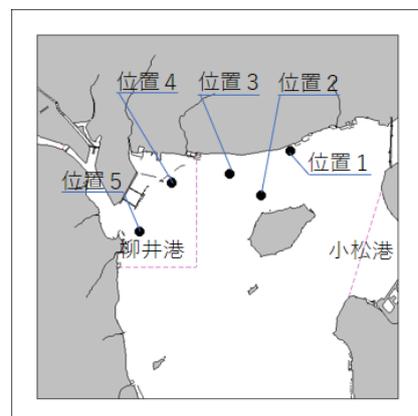
2. 流速計設置

期 間 令和6年10月28日～12月7日(予備日を含む)  
位置1 33-57-25N 132-09-48E  
位置2 33-56-56N 132-09-25E  
位置3 33-57-10N 132-09-00E  
位置4 33-57-04N 132-08-14E  
位置5 33-56-32N 132-07-49E

- 備 考 (1) 設置位置を黄色灯付浮標で明示  
(2) 設置及び撤去時に警戒船を配置

海 図 W152-W163-W140-W1102-  
JP1102-JP1108-W1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年419項 瀬戸内海 - 伊予灘 海洋調査

期間 令和6年11月2日～18日(予備日19日～12月31日)の日出～日没

区域 5地点により囲まれる区域(陸域は除く)

- (1) 33-58-00N 132-33-00E
- (2) 33-39-30N 132-40-00E
- (3) 33-22-00N 131-58-00E
- (4) 33-45-30N 131-44-00E
- (5) 34-02-30N 132-10-30E

- 備考 (1) 作業船の船尾からケーブル(長さ最大約200m)をえい航する  
(2) 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚  
(3) 警戒船を配置

海図 W1131-W164-W140-W141-  
JP141-W142-JP142-W1218-  
W151-JP151-W1101-JP1101-  
W1102-JP1102-W1108-JP1108

出所 海上保安庁

